

設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しについて

ダンピング対策の更なる徹底に向け、国土交通省において「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の見直しが行われたことに伴い、最低制限価格の算定式を見直すこととしたので、お知らせします。

1 見直し内容

- (1) 建築設計系積算基準を用いて予定価格を算定したもの（設定方法①）
最低制限価格の設定範囲の上限値を予定価格の10分の8から10分の8.1に見直します。
- (2) 土木設計系積算基準を用いて予定価格を算定したもの（設定方法②）
最低制限価格の設定範囲の上限値を予定価格の10分の8から10分の8.1に見直すとともに、一般管理費等の乗率を10分の4.8から10分の5に見直します。
- (3) 測量系積算基準を用いて予定価格を算定したもの（設定方法③）
諸経費の乗率を10分の4.8から10分の5に見直します。
- (4) 地質調査系積算基準を用いて予定価格を算定したもの（設定方法④）
諸経費の乗率を10分の4.8から10分の5に見直します。

2 施行日

令和6年7月1日以降に公告等を行う案件から適用します。

3 算定方法

最低制限価格は、予定価格の算定に用いる積算基準に応じ、予定価格を構成する各費目を用いて、次の設定方法①～④により設定します（最低制限価格は税抜価格とします。）。

この際、設定額が下限値に満たない場合は下限値を、上限値を超える場合は上限値をそれぞれ最低制限価格として設定します。

なお、端数処理は、設定額については万円未満切捨て、下限値については万円未満切上げ、上限値については万円未満切捨てとしてそれぞれ処理するものとします。

設定方法①：建築設計系積算基準によるもの

$$\begin{aligned} \text{設定額} &= \text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 0.6 \\ &\quad \text{円未満切捨て} \\ &\quad + \text{諸経費} \times 0.6 \\ &\quad \text{円未満切捨て} \end{aligned}$$

$$\text{下限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.7$$

$$\text{上限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.81 \text{ 改正}$$

設定方法②：土木設計系積算基準によるもの

$$\begin{aligned} \text{設定額} &= \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 \\ &\quad \text{円未満切捨て} \\ &\quad + \text{一般管理費等} \times 0.5 \\ &\quad \text{円未満切捨て} \end{aligned}$$

$$\text{下限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.7$$

$$\text{上限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.81 \text{ 改正}$$

設定方法③：測量系積算基準によるもの

$$\begin{aligned} \text{設定額} &= \text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 0.5 \\ &\quad \text{円未満切捨て} \end{aligned}$$

$$\text{下限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.7$$

$$\text{上限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.82$$

設定方法④：地質調査系積算基準によるもの

$$\begin{aligned} \text{設定額} &= \text{直接調査費} + \text{間接調査費} \times 0.9 \\ &\quad \text{円未満切捨て} \\ &\quad + \text{解析等調査業務費} \times 0.8 + \text{諸経費} \times 0.5 \\ &\quad \text{円未満切捨て} \end{aligned}$$

$$\text{下限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.7$$

$$\text{上限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.85$$

【問合せ先】

交通局資産運用部契約課契約調整担当	03-5320-6062（直通）
水道局経理部契約課契約調整担当	03-5320-6402（直通）
下水道局経理部契約課調整担当	03-5320-6561（直通）